

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の制定

制定理由

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が平成 17 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、本学における個人情報の保護及び適正な取扱いを定めた規程を整備する必要があるため。

東京学芸大学附属学校授業料免除及び徴収猶予取扱規程

附属学校における授業料の免除及び徴収猶予については、明文化されていなかったもので、その取扱について定めるものである。

東京学芸大学附属学校入学料免除及び徴収猶予取扱規程

附属学校における入学料の免除及び徴収猶予については、明文化されていなかったもので、その取扱について定めるものである。

承認経過

平成17年 3 月 2 日 教育研究評議会 審議承認

次に掲げる規程を別紙のように制定する。

平成17年 3 月 3 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成 17 年規程第 7 号

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程

平成 17 年規程第 8 号

東京学芸大学附属学校授業料免除及び徴収猶予取扱規程

平成 17 年規程第 9 号

東京学芸大学附属学校入学料免除及び徴収猶予取扱規程

東京学芸大学附属学校入学料免除及び徴収猶予取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東京学芸大学附属高等学校並びに附属養護学校の高等部及び幼稚部（以下「附属学校」という。）の入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、他に特別の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 入学料の免除

(免除対象者)

第2条 附属学校に入学する者で、入学料の納付が困難なものとして免除の対象となるものは、次の各号の1に該当する場合とする。

- (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合
- (2) 入学前1年以内において、入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(免除の総額及び免除の額)

第3条 前条各号の規定による入学料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。

2 入学料の免除の額は、原則としてその全額又は半額とする。

(申請)

第4条 第2条各号の規定による入学料の免除を受けようとする者は、入学料免除願（様式第1 - 1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した家庭調書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、入学手続期間内に校長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書（様式第3号又は市区町村所定の様式）
- (2) 学資負担者が死亡したことの証明書（第2条第1号による場合に限る。）
- (3) 入学する者又は学資負担者が災害を受けたことの市区町村長の証明書（第2条第2号による場合に限る。）
- (4) その他必要な書類

(許可)

第5条 第2条各号の規定による入学料の免除は、当該附属学校で申請理由及び家計状況等を総合的に判定し、適当と認められる場合には、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て、学長がこれを許可する。

2 家計の判定基準については、運営会議の議を経て、学長が別に定める。

(許可の取消)

第6条 前条第1項の規定により入学料の免除を許可された者について、免除の理由が消滅したと認められるとき、又は申請書に虚偽の事実があることが判明したときは、学長は、運営会議の議を経て、免除の許可を取り消すものとする。

第3章 徴収猶予

(徴収猶予の対象者)

第7条 附属学校に入学する者で、徴収猶予の対象となる者は、次の各号の1に該当する場合とする。

- (1) 経済的理由により納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合
- (3) 入学前1年以内において、入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (4) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(申請)

第8条 前条各号の規定による入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料徴収猶予願(様式第1-2号)及び家庭調書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付して、入学手続期間内に校長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書(様式第3号又は市区町村所定の様式)
- (2) 学資負担者が死亡したことの証明書(前条第2号による場合に限る。)
- (3) 入学する者又は学資負担者が災害を受けたことの市区町村長の証明書(前条第3号による場合に限る。)
- (4) その他必要な書類

2 免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者は、告知された日から起算して14日以内に徴収猶予を申請することができる。この場合においては、家庭調書及び前項各号に規定する書類の再提出を要しない。

(許可)

第9条 第7条各号の規定による入学料の徴収猶予は、当該附属学校で申請理由及び家計状況等を総合的に判定し、適当と認められる場合には、運営会議の議を経て、学長がこれを許可する。

2 家計の判定基準については、第5条第2項の規定を適用する。

(許可の取消)

第10条 前条第1項の規定により入学料の徴収猶予を許可された者について、徴収猶予の理由が消滅したと認められるとき、又は申請書に虚偽の事実があることが判明したときは、学長は、運営会議の議を経て、徴収猶予の許可を取り消すものとする。

第4章 その他

(免除又は徴収猶予申請に係る徴収の猶予)

第 1 1 条 免除を許可し若しくは不許可とするまでの間又は徴収猶予を許可し若しくは不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

(納付期限)

第 1 2 条 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者及び徴収猶予を不許可とされた者については、免除の不許可、半額免除の許可又は徴収猶予の不許可を告知された日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

2 徴収猶予を許可された者は、当該入学に係る年度を超えない範囲であらかじめ指定された期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(入学料未納による許可の取消)

第 1 3 条 徴収猶予を許可された者が、前条第 2 項に規定する期間内に入学料を納付しない場合は、徴収猶予の許可を取り消し、不許可として扱うものとする。

(死亡等による免除)

第 1 4 条 免除又は徴収猶予を申請した者が、第 11 条の規定により徴収を猶予されている期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者又は徴収猶予を不許可とされた者が、第 12 条第 1 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者又は徴収猶予を不許可とされた者が、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る入学料の全額を免除する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学者から適用する。

〔平成 年度入学〕

入 学 料 免 除 願

平成 年 月 日

東京学芸大学附属 学校長 殿

生徒・幼児 平成 年度入学

氏 名 _____

保護者 氏 名 _____ 印
(生徒・幼児との続柄 _____)

下記の理由により,平成 年度入学料の免除を受けたいので,関係書類を添えて申請します。
なお,申請にあたり記入すべき事項を記入しなかった場合又は虚偽の記入をした場合は,入学料免除の申請却下又は許可の取消しがあっても異議はありません。

記

〔申請の理由〕

(注) 書類は保護者が記入して下さい。

様式第 1 - 2 号

〔平成 年度入学〕

入 学 料 徴 収 猶 予 願

平成 年 月 日

東京学芸大学附属 学校長 殿

生徒・幼児 平成 年度入学

氏 名 _____

保護者 氏 名 _____ 印
(生徒・幼児との続柄 _____)

下記の理由により、平成 年度入学料の徴収猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり記入すべき事項を記入しなかった場合又は虚偽の記入をした場合は、入学料徴収猶予の申請却下又は許可の取消しがあっても異議はありません。

記

〔申請の理由〕

(注) 書類は保護者が記入して下さい。

保護者	氏 名	印
	(生徒・幼児との続柄)	

様式第3号

所得証明書

平成 年 月 日

市区町村長 殿

世帯主氏名	
世帯主住所	
生徒・幼児氏名	

入学料免除若しくは徴収猶予又は授業料・保育料免除の申請のため、世帯全員についてご証明下さい。

記

世帯全員氏名		平 成〔 年〕中 の 所 得 金 額							配偶者控除 ・扶養控除 した人員数
続柄	氏 名	給与所得	給与以外の所得 (但し農業を除く)	農 業 所 得					
				米麦・雑穀	野菜・園芸	果 実	その他	計	
		(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	人
		()	()	()	()	()	()	()	
		()	()	()	()	()	()	()	
		()	()	()	()	()	()	()	
		()	()	()	()	()	()	()	

金額欄の上段()は総収入額、下段は所得金額を併記して下さい。農業所得については、漏れなくご記入願います。

平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

(証明者)

印